建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月27日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年４月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小向商会　小向　俊和　和歌山県和歌山市小松原通３―30　国土交通大臣許可（般特―３）第583号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年４月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月27日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社長谷工コミュニティ西日本　西本　公昭　大阪府大阪市中央区備後町２―１―１　国土交通大臣許可（般―６）第27579号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年４月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月27日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年５月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東亜グラウト株式会社　鈴木　健史　大阪府大阪市東淀川区豊新２―11―21　国土交通大臣許可（般―２）第10521号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年５月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月27日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年５月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東洋石創　山村文志郎　滋賀県愛知郡愛荘町島川1578―１　国土交通大臣許可（般特―３）第17179号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年５月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月27日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年５月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＫＣＣＳコネクトエンジニアリング株式会社　堀内　俊哉　大阪府大阪市淀川区西宮原１―５―17　国土交通大臣許可（般―７）第23936号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月27日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年５月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　阪急阪神ビルマネジメント株式会社　北野　　研　大阪府大阪市北区芝田１―１―４　国土交通大臣許可（般特―６）第21145号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間